市町村議会で議決した意見書（平成２８年12月～平成29年４月）

平成29年4月21日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	北　上　市	自衛隊の南スーダン派遣撤退を求める意見書	H29.1.18	1
2	北　上　市	「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の慎重な審議を求める意見書	H29.3.24	2
3	北　上　市	免税軽油制度の継続を求める意見書	H29.3.24	3
4	紫　波　町	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.16	4
5	紫　波　町	農協改革に関する意見書	H28.12.16	5
6	平　泉　町	共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法制定の中止を求める意見書	H29.4.14	6
7	岩　泉　町	平成28年台風第10号豪雨災害に伴う小本川河川改修計画に関する意見書	H29.3.30	7
8	野　田　村	農協改革及び指定生乳生産者団体制度に関する意見書	H29.3.17	8

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 29 年１月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣、防衛大臣 【件　　　名】自衛隊の南スーダン派遣撤退を求める意見書 政府は、昨年 11 月 15 日、南スーダンＰＫＯへの陸上自衛隊派遣部隊に、「駆け付け警護」と「宿営地共同防護」の新任務の付与について閣議決定し、同 20 日には岩手駐屯地所属の約 30 人を含む第１陣 130 人の派遣を行いました。 自衛隊のＰＫＯ活動に際しては、紛争当事者間で停戦合意が成立していることなどの「ＰＫＯ参加５原則」が保たれていることが前提条件となっています。しかし、自衛隊が駐留している南スーダンの首都ジュバでは、昨年７月に政府軍と反政府勢力の大規模な戦闘が発生し、現在も緊迫した状況が続いております。南スーダン反政府勢力の指導者である前副大統領は、「７月に起きた戦闘で、和平合意と統一政権は崩壊した」と表明し、また、国連特別報告書では、「停戦合意は崩壊している」と断じるなど、自衛隊の「ＰＫＯ参加５原則」は保たれているとは言い難く、ＰＫＯ派遣部隊の安全確保がきわめて困難な状況にあると言わざるを得ません。 加えて、昨年７月の戦闘の際にＮＧＯ関係者を襲撃したのは政府軍であったといわれているように、「駆け付け警護」の任務を付与された自衛隊が国家または国家に準ずる組織を相手方に武器を使用する事態となることも考えられます。このような場合、日本政府の見解によっても「武力行使」に該当する可能性が出てきます。 さらには、国連事務総長が国連安全保障理事会で、「南スーダンでジェノサイド（大量虐殺）が始まってしまう」と警告しているように、今後、政府軍と反政府勢力双方の軍事作戦が拡大されることも危惧されております。 よって、国及び政府関係機関に対し、「ＰＫＯ参加５原則」が保たれず、ＰＫＯ派遣部隊の安全が保障されていない現在の南スーダンから自衛隊を撤退するよう求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 29 年３月 24 日 【提　出　先】内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案の慎重な審議を求める意見書 政府は、３年後に控えた東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、テロを含む組織犯罪を未然に防止するために「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案を、平成 29 年３月 21 日に閣議決定し、国会に提出しました。 この法改正は、国際社会からの要請も踏まえ、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）」を締結するために不可欠な国内法の整備であるとしています。 国際組織犯罪防止条約は、既に 187 の国と地域が締結しており、急速に複雑化、深刻化している国際的な組織犯罪に対処するため、早期の締結が極めて重要であります。政府は、締結のためには「テロ等準備罪」の新設が必要としていますが、条約の一部留保をして締結することが可能とする見解や、個別の法律ごとに必要性を検討し、一部に予備罪を設けること等で条約の要請を満たすことができるとの主張もあります。 また、政府は「テロ等準備罪」について、処罰の対象を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」としたことで、一般のＮＰＯ法人や企業、労働組合が処罰の対象にならないことが明確になったとしていますが、これら団体が「準備行為」の名の下で、容易に組織的犯罪集団と受け取られる可能性があると危惧されています。ましてや、それを判断するのは捜査機関であり、恣意的な捜査が行われることも懸念され、国民の権利や自由が大きく制限されることにもつながりかねないという指摘もあります。 さらに、対象となる犯罪は、当初の 676 から 277 に絞り込んだとしていますが、条約締結のためには対象犯罪を内容に応じて選別することはできないとしてきたこれまでの政府見解との整合性も問われています。 よって、国及び政府関係機関に対し、「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案について、今国会での成立にこだわることなく、国民の不安や疑問に答えられるよう幅広い観点から慎重に審議されるよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 29 年３月 24 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官 【件　　　名】免税軽油制度の継続を求める意見書 農林業や索道事業の経営に貢献してきた免税軽油制度は、平成 27 年度税制改正により、平成 30 年３月 31 日まで延長されています。 免税軽油制度は、農林業用機械を使用する事業者や、ゲレンデ整備車を使用するスキー場経営者にとって大きな支援となってきました。制度が廃止されれば、今でさえ困難な農林業経営、索道事業経営への影響は避けられません。地域産業の振興を図る観点からも、軽油引取税の課税免除の特例措置延長が必要です。 よって、国及び政府関係機関に対し、免税軽油制度を平成 30 年度以降も継続するよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
紫　波　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官 【件　　　名】地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書 　地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。 　また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。 　しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっており、本町においても例外ではない。 　こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材の確保につながっていくと考える。 　よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。 　以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
紫　波　町	【議決年月日】平成 28 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革に関する意見書 平成 28 年 11 月 11 日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループから、「農協改革に関する意見」が公表された。その内容はＪＡ全農の農産物委託販売の廃止、全量買取販売への転換及び信用事業を営むＪＡを３年後を目途に半減させる等、自主・自立を原則とする協同組合への不当な介入と言わざるを得ないものであったが、その後、現実的ではない事業・組織の見直しについては排除されるに至った。 農業を基幹産業とし、中山間地を抱えた当地域において、ＪＡは無くてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティーに大きな役割を果たしている。今回の提言のように、ＪＡの解体を招くような事業及び経営への介入は、到底承服することができない。農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきである。 よって農協改革は、組織における自己改革の取組を尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論により進められるよう、下記の事項について強く要望する。 記 農協改革について、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
平　泉　町	【議決年月日】平成 29 年４月 14 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官 【件　　　名】共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法制定の中止を求める意見書 安倍政権は、２０２０年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、国民の強い反対で過去３度廃案となった「共謀罪」創設と同趣旨の法案を通常国会に提案しようとしている。 名称を「テロ等組織犯罪準備罪」と改め、適用対象や構成要件などを変更し対象犯罪数を減らしたとしているが、対象となる「組織的犯罪集団」の定義は曖昧で拡大解釈が可能な上、それに当たるかどうかは捜査当局の判断にゆだねられる。 適用対象となる犯罪は２７７項目に絞ったものの、根本である組織的犯罪集団の定義はあいまいなままであり、乱用されれば思想の抑圧、人権侵害や市民監視の強化、運動への萎縮効果をもたらしかねない危険性は何ら変わっていない。 さらに「共謀罪」の摘発を名目とする監視や会話の通信傍受など、極めて広範囲にわたって捜査権限が濫用される恐れがある。 日本は国連の１３本のテロ防止関連条約をすべて締結しており、それに対応して整備した国内法や現行の刑法で十分に対応可能で、国際的な要請として「共謀罪」新設が本当に必要か大いに疑問である。 「共謀罪」は謀議に加わるだけで処罰できる、すなわち個人の内心や思想そのものを処罰対象にしようとするもので、実際の行為や結果が生じなければ罪には問われない現行刑法の基本原則に反する。１００人を超す刑法研究者が法案反対声明を出すなど批判は広がっている。 法案は人権の問題に直結する。法務大臣が法案提出後まで具体的な国会論議を避けるよう求める文書を作らせ報道機関に配布したことは、国会議員の質問権を侵害する国会軽視であるとともに言論・報道の自由に対する不当な圧力に他ならない。 以上を踏まえ、岩手県平泉町議会は政府に対し、下記の事項を要請する。 記 １　国民の人権を擁護し憲法の保障する思想、信条、表現の自由に十分配慮するとともに、広範な国民の懸念が払えぬまま法制定を行わないよう、慎重審議を尽くすことを強く要請する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 29 年３月 30 日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】平成 28 年台風第 10 号豪雨災害に伴う小本川河川改修計画に関する意見書 昨年８月 30 日に発生した台風第 10 号豪雨災害に当たっては、県当局におかれましては、発災直後からの迅速なる対応と、更には復旧に向けた多大なるご支援ご協力に対しまして改めて感謝申し上げます。 当該災害によって、本町にあっては公共インフラ、ライフライン、住宅・家屋、さらには工場、事業所、農地・農業施設などの生産基盤にいたるまで、あらゆるものが壊滅的な被害を受けており、被災住民は生活の拠点である住宅の再建と、生業の再生という二つの困難な課題に直面しております。 地域住民にあっては、非常に厳しい惨状の中で、それでも何とか前に向かって歩もうとしているところであり、更なる支援と併せて再びこのような甚大な災害が発生しないよう、施策の実施が求められております。 本町における当該台風による被害は、小本川流域及び安家川流域において広範囲で且つ極めて深刻であり、県当局にあっては、その河川改修計画について住民説明会を開催しておられますが、本年３月１日に小本川下流域の住民から当議会宛に請願書が提出されたところであります。 つきましては、小本川下流域の河川改修計画に関する次の事項について、特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。 記 １　河川改修計画の策定に当たっては、これまでにも幾度にも渡り住民説明会が開催され、丁寧な説明を頂いて参りましたが、小本川下流域における河川改修計画について、関係地域住民から十分な理解と協力が得られるよう、さらなる丁寧な説明を行なうこと。 ２　関係地域住民は、昨年の台風第 10 号豪雨災害に加え、幾度となく受けてきた過去の災害の経験から種々の不安を抱えております。河川改修計画の策定に当たっては、地域住民と十分な対話を重ねることによって地域住民の意見をお汲み取り頂き、地域住民の不安を払拭すると共に、地域の再生につながるものとすること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 29 年３月 17 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】農協改革及び指定生乳生産者団体制度に関する意見書 　農協改革は、組織における自己改革の取り組みを尊重し、生産現場の実態や農業関係者の意見、長期的な展望を踏まえた丁寧な議論を進めるよう要望します。 　中山間地域を抱えた当地域によって、農協は無くてはならない組織であり、農業振興や地域経済の維持・発展、地域住民のコミュニティに大きな役割を果たしています。 　農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきであります。 　また、指定生乳生産者団体制度及び生産者補給金は、酪農経営の安定と所得増大を図る仕組みであり、中山間地域等の条件不利地の酪農家にとっては、重要な制度であります。 　よって、国においては、次のとおり取り組むことを要望します。 記 １　農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、本県の農業振興や農業所得増大の視点からも、現実的ではない事業・組織の見直しを行わないこと。 ２　指定生乳生産者団体制度は、酪農家等が営々と努力しながら創り上げてきた重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。 　以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。